

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業の許可、許可の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項・第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項～第 5 項          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 5、第 4 条の 6、第 4 条の 7          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条、第 2 条の 2          美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 33 条第 1 項・第 3 項・第 4 項</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、一般廃棄物の収集業又は運搬業の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 本町による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（2 参照）に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（3 参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 3 2 条の 2 第 7 項及び第 3 2 条の 1 1 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ニ 法第 7 条の 4 若しくは法第 1 4 条の 3 の 2（法第 1 4 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者</p>

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(4参照)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(4参照)であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人(4参照)のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人(4参照)のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

## 2. 環境省令で定める基準

法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

### (1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

### (2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

## 3. 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの

法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 騒音規制法
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 悪臭防止法
- (6) 振動規制法
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

	<p>(8) ダイオキシン類対策特別措置法  (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p> <p>4. 政令で定める使用人  法第7条第5項第4号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）  (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例  （処理業の許可）</p> <p>第33条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）が専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前2項の許可の申請が次に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 町長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。  (2) その申請の内容が、町長が定める一般廃棄物処理計画に適合すること。  (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行うに足りるものであるとして、規則で定める基準に適合すること。  (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。  ア 法第7条第5項第4号イからチまでの一つに該当する者  イ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</p> <p>4 第1項又は第2項の許可は、2年を下らない期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>5、6 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	一般廃棄物処分業の許可、許可の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項・第 7 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号・第 6 項～第 10 項          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 6、第 4 条の 7、第 4 条の 8          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 3、第 2 条の 4          美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 33 条第 2 項・第 3 項・第 4 項</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の処分業の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 本町による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（2 参照）に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が第 5 項第 4 号イからヌまで（3 参照）のいずれにも該当しないこと。</p> <p>2. 環境省令で定める基準</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 10 項第 3 号（法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(イ) 浄化槽（浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第 13 条第 5 号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(ロ) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(ハ) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p>

- (イ) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (ロ) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(2) 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (イ) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (イ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (ロ) 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

3. 第7条第5項第4号の規定

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(4参照)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の2第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者(5参照)又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者(5参照)

- で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（5参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（5参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

4. 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの

法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 騒音規制法
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 悪臭防止法
- (6) 振動規制法
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

5. 政令で定める使用人

法第7条第5項第4号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（処理業の許可）

第33条 略

- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）が専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者については、この限りでない。
- 3 町長は、前2項の許可の申請が次に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。
  - (1) 町長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
  - (2) その申請の内容が、町長が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行うに足りるものであるとして、規則で定める基準に適合するものであること。
  - (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 法第7条第5項第4号イからチまでの一つに該当する者
    - イ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- 4 第1項又は第2項の許可は、2年を下らない期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

	5、6 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項、第 10 項          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 6、第 4 条の 7          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2、第 2 条の 4          美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 33 条第 3 項、第 34 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、収集運搬業者からの事業範囲変更の許可申請については、以下の①から④までのいずれにも適合していると認められなければ、変更の許可をしてはならない。</p> <p>① 町による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。          ② その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。          ③ 施設及び申請者について以下のア・イの基準に該当すること</p> <p>ア 施設に係る基準          (ア) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。          (イ) 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>イ 申請者の能力に係る基準          (ア) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。          (イ) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>④ 申請者がアからコのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人、成年被保佐人又は破産者で復権を得ないもの          イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者          ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反</p>

し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オの期間内に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の届出があった場合において、オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは以下の（ア）又は（イ）に掲げるものの代表者の職にあった使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の以下の（ア）又は（イ）に掲げるものの代表者の職にあった使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

（ア）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（イ）（ア）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又はカの（ア）又は（イ）に掲げるものの代表者の職にある使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人でカの（ア）又は（イ）に掲げるものの代表者の職にある使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 町長は、処分業者からの事業範囲変更の許可申請については、以下の①から④までのいずれにも適合していると認められなければ、変更の許可をしてはならない。

① 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

② その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

③ 施設及び申請者について以下の場合ごとの基準に該当すること  
埋立処分以外の処分を業として行う場合

ア 施設に係る基準

(ア) 浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(イ) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(ウ) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(イ) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

埋立処分を業として行う場合

ア 施設に係る基準

(ア) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(イ) 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

④ 申請者が(1)④のアからコまでのいずれにも該当しないこと。

○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(処理業の許可)

第33条 略

2 略

3 町長は、前2項の許可の申請が次に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

(1) 町長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) その申請の内容が、町長が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行うに足りるものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからチまでの一つに該当する者

イ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

4～6 略

(処理業の変更の許可)

第34条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」

	<p>という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日